

浜松市遠距離通園通学援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園及び小学校・中学校(以下「学校等」という。)の統合等により、浜松市立幼稚園及び小学校・中学校に遠距離通園・通学となった園児、児童及び生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において通園通学に要する費用(以下「通学費」という。)及びいなさみどりバスつつじ線(以下「つつじ線」という)を常態的に利用して通学する児童及び生徒のためのつつじ線の継続運行に係る費用(以下「継続運行費用」という。)を援助することを目的とし、遠距離通園通学援助費(以下「援助費」という。)の支給に関して必要な事項を定める。

(通学費の対象者)

第2条 通学費の援助を受けることができる者は、浜松市立の学校に在籍する児童及び生徒のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。また、園児においては、自宅から最も近い浜松市立の幼稚園に在籍する園児とする。

(1) 別表1左欄に掲げる学校等のうち、同表右欄に掲げる地域に居住する園児、児童及び生徒

(2) その他、市長が特別な事由があると認めたる者

2 前項の規定に加え、浜松市立小・中学校発達支援学級通学区域で指定された学校の発達支援学級に通学する者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者は通学費の援助を受けることができる。

(1) 通学している学校が浜松市立小・中学校通学区域で指定された学校以外であること。

(2) 通学距離が児童では4 km以上、生徒では6 km以上であること。

(3) 公共交通機関での通学が困難で、かつ、自家用車を利用して通学していること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、援助費の支給対象としない。

(1) 「浜松市通園・通学バス等の運行に関する要綱」により、通園・通学バス等による通学支援の対象となる者。ただし、自宅から乗降場所までの距離が遠距離となる者についてはこの限りではない。

(2) その園児、児童及び生徒について、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている者。

(3) その園児、児童及び生徒について、浜松市就学援助費支給要綱又は浜松市発達支援教育就学奨励費支給要綱に基づく就学奨励費(通学費)の支給を受けている者。

(継続運行費用の対象者)

第 2 条の 2 継続運用費用の援助を受けることができる者は、別表 1 の 2 左欄に掲げる学校のうち、同表右欄に掲げる要件をすべて満たす児童及び生徒を輸送するつつじ線の運行事業者とする。

(通学費に係る援助費の額及び支給方法)

第 3 条 援助費の額は、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 第 2 条第 1 項に該当し公共交通機関を利用して通学する者には、その利用に係る通学費で最も経済的な方法で通学する場合における費用の全額又は定期券を保護者等へ支給する。なお、定期券を支給した場合、定期券の再支給はしない。
- 3 第 2 条第 1 項に該当し公共交通機関以外で通学する者及び前条第 2 項に該当する者には、別表 2 に掲げる金額を保護者等へ支給する。
- 4 通学方法の変更、転居等の理由により、当該援助の対象となる期間 (以下「援助対象期間」という。) が 1 年未満である者に対する援助費は、次の各号に掲げる期間等の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 第 2 項に該当する者は、公共交通機関の利用初日から最終日までの金額。
 - (2) 第 3 項に該当する者は、援助対象期間のうち月の初日から末日までの期間。別表 2 に定める額を 12 で除して得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「月割額」という。) に該当月数を乗じて得た金額
 - (3) 第 3 項に該当する者で、前号以外の援助対象期間については、月割額を 30 で除して得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) に該当日数を乗じて得た金額
- 5 第 3 項に該当する者のうち、長期欠席者については、特段の事情がある場合を除き、次のとおり援助費を減額して支給する。

認定された期間中の欠席した日数	支 給 額
認定された期間の出席すべき日数の全部欠席	支給しない
認定された期間の出席すべき日数の 1/2 以上の欠席	支給すべき額の 1/2 の額
認定された期間の出席すべき日数の 1/2 未満の欠席	支給すべき額の全額

(継続運行費用に係る援助費の額及び支給方法)

第 3 条の 2 継続運行費用に係る援助費の額は、第 2 条の 2 に該当する者の通学に当たり、つつじ線の継続運行に必要な経費として引佐地域交通検討会が定める額とする。

- 2 継続運行費用に係る援助費の支給方法は、引佐地域交通検討会が定める方法とす

る。

(支給の申請)

第4条 第2条に該当し、援助費の支給を受けようとする者は、遠距離通園通学援助費支給申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給の認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書が提出され、その内容を審査して適当と認めるときは、遠距離通園通学援助費支給認定通知書(第3号様式)を保護者等へ通知するものとする。

(変更申請)

第6条 支給認定された保護者等は、認定を受けている申請内容に変更が生じたとき、又は対象者でなくなったときは、遠距離通園通学援助費支給変更申請書(第2号様式)及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(援助費の支給認定の取り消し等)

第7条 市長は、支給認定した保護者等又はその園児、児童及び生徒が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した上、その全部又は一部を返還させることができる。この場合において、市長は、当該保護者等に対し、遠距離通園通学援助費認定(取消)・返還請求書(第4号様式)により通知するものとする。

(1) 遠距離通園通学援助費支給要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正により支給認定を受け、援助費の支給を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、第6条の規定による申請書の提出があり、援助費を変更した場合において、当該変更に係る通学費について既に援助費を支給していたときは、次の各号に掲げる区分の応じた措置をとるものとする。

(1) 援助費の額を増額変更した場合、不足額を支給する。

(2) 援助費の額を減額変更した場合、遠距離通園通学援助費認定(取消)・返還請求書(第4号様式)を保護者に送付し、過払いとなった額の返還を求める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

(小学校)

区	学校名	学年	支給対象地域
北区	浜松市立三ヶ日西小学校	1年～2年	三ヶ日町福長(大福寺)、三ヶ日町日比沢、三ヶ日町本坂、三ヶ日町只木
天竜区	浜松市立佐久間小学校	1年～6年	佐久間町戸口、佐久間町上平山、佐久間町大井、佐久間町半場(700番地の1～707番地の8を除く)の一部、佐久間町佐久間の一部、佐久間町奥領家、佐久間町相月
	浜松市立浦川小学校	1年～6年	佐久間町浦川の一部、佐久間町川合の一部、佐久間町半場(700番地の1～707番地の8)の一部

(中学校)

区	学校名	学年	支給対象地域
北区	浜松市立引佐南部中学校	1年～3年	引佐町伊平、引佐町兎荷、引佐町西黒田、引佐町東黒田(9番地～20番地を除く)、引佐町川名、引佐町東久留女木(383番地まで)、引佐町奥山、引佐町狩宿、引佐町谷沢
	浜松市立引佐北部中学校	1年～3年	引佐町渋川、引佐町西久留女木、引佐町東久留女木(384番地以降)
天竜区	浜松市立光が丘中学校	1年～3年	横山町
	浜松市立春野中学校	1年～3年	春野町領家、春野町堀之内
	浜松市立佐久間中学校	1年～3年	佐久間町浦川、佐久間町川合、佐久間町半場、佐久間町戸口、佐久間町上平山、佐久間町大井、佐久間町奥領家、佐久間町相月、佐久間町佐久間の一部

(幼稚園)

区	園名	歳児	支給対象地域
天竜区	浜松市立熊幼稚園	3歳～5歳	熊、神沢、大栗安
	浜松市立竜川幼稚園	3歳～5歳	横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、西雲名、東雲名
	浜松市立上阿多古幼稚園	3歳～5歳	西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山
	浜松市立下阿多古幼稚園	3歳～5歳	石神、上野、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台
	浜松市立気田幼稚園	3歳～5歳	春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町筏戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町花島、春野町牧野、春野町田河内、春野町杉、春野町川上
	浜松市立佐久間幼稚園	3歳～5歳	佐久間町戸口、佐久間町上平山、佐久間町大井、佐久間町半場(700番地の1～707番地の8を除く)、佐久間町佐久間、佐久間町奥領家、佐久間町相月
	浜松市立浦川幼稚園	3歳～5歳	佐久間町浦川、佐久間町川合、佐久間町半場(700番地の1～707番地の8)

別表1の2(第2条関係)

区	学校名	学年	要件
北区	引佐北部小学校	1年～6年	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日までに入学し、通学区域外から通学している者 常態的にいなさみどりバスつつじ線を利用して登校又は下校若しくは登下校している者
	引佐北部中学校	1年～3年	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月31日までに入学し、通学区域外から通学している者 令和2年3月31日までに引佐北部小学校に入学し、同校卒業後に引佐北部中学校へ入学し、通学区域外から通学している者 常態的にいなさみどりバスつつじ線を利用して登校又は下校若しくは登下校している者

別表2（第3条関係）

通学距離		支給額（年額）	
		幼稚園・小学校	中学校
4 k m以上	5 k m未満	6,000	-
5 k m以上	6 k m未満	12,000	-
6 k m以上	7 k m未満	18,000	11,000
7 k m以上	8 k m未満	24,000	26,000
8 k m以上	9 k m未満	32,000	37,000
9 k m以上	1 0 k m未満	37,000	50,000
1 0 k m以上	1 1 k m未満	41,000	61,000
1 1 k m以上	1 2 k m未満	45,000	69,000
1 2 k m以上	1 3 k m未満	48,000	74,000
1 3 k m以上	1 4 k m未満	51,000	82,000
1 4 k m以上	1 5 k m未満	55,000	87,000
1 5 k m以上	1 6 k m未満	58,000	92,000
1 6 k m以上	1 7 k m未満	59,000	95,000
1 7 k m以上	1 8 k m未満	61,000	98,000
1 8 k m以上	1 9 k m未満	62,000	100,000

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所 浜松市
(申請者) 保護者氏名
電 話

遠距離通園通学援助費支給申請書

浜松市遠距離通園通学援助費支給要綱第4条に基づき、 年度遠距離通園通
学援助費を下記のとおり申請します。

記

児童・生徒等氏名	
学校(園)名	
学年・歳児	
通学(園)方法	自家用車・公共交通機関・その他()
利用(乗車)区間	
通学(園)距離	k m (最短となる通学経路)
申請理由	

第2号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所 浜松市

(申請者) 保護者氏名

電 話

遠距離通園通学援助費支給変更申請書

下記の通り変更したいので、浜松市遠距離通園通学援助費支給要綱第6条の規定に基づき、申請します。

記

児童・生徒等氏名	
学校(園)名	
学年・歳児	
変更内容	
変更年月日	年 月 日

第3号様式

年 月 日

様

浜松市長 印

遠距離通園通学援助費支給認定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度遠距離通園通学援助費の支給を
認定しましたので通知します。

記

児童・生徒等氏名	
学校(園)名	
学年・歳児	
通学(園)方法	
通学(園)距離	k m (最短となる通学経路)
支給内容	
留意事項	(1) 援助費の支給認定後、内容に変更が生じた場合には、速やかに市長へ届け出ること。

第4号様式

年 月 日

様

浜松市長 印

遠距離通園通学援助費認定（取消）・返還請求書

年度の遠距離通園通学援助費について下記のとおり変更決定（取消）をしたので、浜松市遠距離通園通学援助費支給要綱第7条の規定により通知するとともに、下記のとおり返還を請求します。

記

返還請求内容	
変更（取消）前の 支給内容	
変更（取消）後の 支給内容	
変更（取消）をした理由	
返還期限	年 月 日